

**土浦市都市公園内自動販売機
設置事業者選定
公募型プロポーザル応募要領**

**令和8年7月
土浦市**

目次

1	募集の趣旨	1
2	募集物件	1
3	設置期間	1
4	提案の内容	1
5	参加の資格	2
6	設置にあたっての条件	2
7	応募書類	4
8	実施スケジュール等	5
9	提案の無効	7
10	プレゼンテーション及びヒアリング	7
11	審査及び評価基準	8
12	契約候補者決定後の手続	9
13	留意事項	9

1. 募集の趣旨

土浦市（以下「本市」という。）では、次に掲げる都市公園の利便性向上等を目的に、飲料自動販売機を都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項第 7 号に定める公園施設として設置することとし、設置許可※事業者（以下「設置事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定します。

2. 募集物件

都市公園名	所在地	設置場所	設置台数	公募番号
朝日峠展望公園	土浦市小野 1291-14	別紙のとおり	2 台	1, 2
乙戸沼公園	土浦市中村西根地内	〃	5 台	3, 4, 5, 6, 7
霞ヶ浦総合公園	土浦市大岩田 1051 番地外	〃	4 台	8, 9, 10, 11

3. 設置期間

（１） 朝日峠展望公園及び乙戸沼公園

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日

（２） 霞ヶ浦総合公園

令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

※霞ヶ浦総合公園 P-PFI（公募設置管理制度）を活用した公園等整備事業を予定しており、許可期間内の工事着手の可能性があります。

4. 提案の内容

提案者は次の事項について提案してください。

（１） 売上手数料率

売上手数料（公園使用料とは別に本市に納付）の手数料率（％）を提案してください。手数料は 18％を下限とします。

（２） 周辺景観との調和

設置場所周辺の景観との調和に関する取組を、土浦市景観形成ガイドラインを参考に提案してください。なお、朝日峠展望公園及び霞ヶ浦総合公園は景観形成重点地区として定められています。

（３） 空容器回収以外の公園美化

飲料自動販売機設置に伴うごみの散乱に対する防止策や清掃美化の取組を提案してください。ただし、空容器の回収容器の設置及び空容器の回収は必須とします。

（４） 市内事業者の活用

提案者が市内事業者（土浦市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）か否かに関わらず、設置工事又は管理業務において、市内事業者の活用について提案してください。

（５） 環境対策

環境問題への対策（リサイクルにおける工夫、脱プラスチック等）としての独自の取組があれば提案

してください。

(6) その他独自の取組

公園利用者等への利便性向上等に資する独自の取組があれば、提案してください。

5. 参加の資格

参加者は、次に掲げる条件を全て備える法人とします。

- (1) 土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 国税、茨城県の県税及び土浦市税の未納がないこと。
- (5) 土浦市請負工事等における暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年土浦市告示第136号）に基づく排除措置を受けている状態が継続している者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 本要項記載の許可条件及び法令等を遵守し、設置場所に飲料を販売する自動販売機及び飲料容器の回収容器等を設置し、許可期間中継続して営業・運営する事業（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (8) 飲料自動販売機設置運営事業において直近2年以上の実績を有していること。

6. 設置にあたっての条件

提案の内容に関わらず、飲料自動販売機の設置にあたっての条件は、次のとおりです。

(1) 設置許可

都市公園法第5条第1項に基づき、本市が設置事業者に対して飲料自動販売機の設置を許可します。

許可期間は、以下のとおりとします：

ア 朝日峠展望公園及び乙戸沼公園

令和8年10月1日から令和13年9月30日までとし、更新はできないものとします。

イ 霞ヶ浦総合公園

令和8年10月1日から令和10年3月31日までとし、更新はできないものとします。

許可面積は、飲料自動販売機1台につき2.0平方メートルとし、その範囲内で空容器の回収容器を設置するものとします。

許可に伴う公園使用料は、土浦市都市公園条例別表第2より算定した額を納付してください。納付は、本市が発行する納付書により、令和8年度の使用料は令和8年10月1日までに、次年度以降の使用料は当該年度の4月30日までに1年分を納付してください。

(2) 売上手数料

設置事業者は、飲料自動販売機の毎月の売上の合計額に、提案の売上手数料率を乗じた売上手数料を納付してください。納付は、本市が発行する納付書により、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、各期分を各期終了の翌々月末までに本市に納付してください。

(3) 設置及び撤去に係る費用

設置及び撤去に係る費用は、設置事業者の負担とします。

(4) 電源確保

自動販売機に要する電力は既存の自動販売機と同様の方法により確保することとし、電気設備等工事の際に必要な協議を従前の自動販売機設置事業者及び本市と行うこと。

本市設置の既存電源（外部コンセント）を使用する箇所は、使用電力量が計測できる子メーターを取り付けの上、使用電力量を報告書及び子メーターの写真により報告し、使用電力分の電気料金を、本市が発行する納付書により、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに納めてください。

(5) 制限

次のことを遵守してください。

- ア 許可物件を飲料自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。
- イ 飲料自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- ウ 飲料自動販売機設置管理事業の全てを第三者に委託してはならないこと。
- エ 販売品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除くこと。
- オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(6) 飲料自動販売機の仕様等

設置する飲料自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ア 大きさは、高さ2m以内、重量約600kg以下とすること。
- イ デザインは、障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。
- ウ 新紙幣（1,000円）及び新貨幣（500円）が使用できること
- エ 販売品目の形態は、缶、ペットボトル、紙パック、瓶など密閉容器に入ったものとし、カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。

(7) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア 飲料自動販売機の維持管理は、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 空容器の回収は、設置事業者の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理すること。また、空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。なお、本市はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。
- ウ 飲料自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等、安全に十分配慮すること。
- エ 設置事業者は、飲料自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 飲料自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において解決を図ること。
- カ 苦情・トラブル等の連絡先を、飲料自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示すること。

- キ 設置事業者は、業務の委託先を変更する場合は、あらかじめ本市に申し出た上で、本市の承諾を受けること。
- ク 設置事業者は、飲料自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ本市に申し出た上で、本市の承諾を受けること。
- ケ 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置事業者は、飲料自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。
- コ 飲料自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置事業者が補償をすること。
- サ 毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに本市に提出すること。
- シ 本市が公園管理上の必要により、一時的に公園の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

(8) 原状復旧

設置事業者は、飲料自動販売機を撤去するときは、設置事業者の責任のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。

(9) その他

本要項に定めのない事項については、協議の上決定することとします。

7. 応募書類

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 資格要件に係る宣誓書（様式第2号）
- (3) 技術提案提出書（様式第3—1号）
- (4) 技術提案書（様式第3—2号）
- (5) 質問票（様式第4号）
- (6) 直近2事業年度の決算書
- (7) 自動販売機設置運営業務実績調書（様式第5号）
- (8) 履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
- (9) 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
- (10) 納税証明書（下部※参照のこと）

※納税証明書について

国税	必須	法人税・消費税及び地方消費税	様式その3の3 URL: https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
県税	茨城県に対し納税義務がある方のみ	法人県民税・法人事業税等	様式第40号の4（イ） URL: https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/somu/zeimu/0028n0010.html
市税	土浦市に対し納税義務がある方のみ	法人市民税・固定資産税等	すべての税目について未納がないことがわかるもの (完納証明書でも可)

8. 実施スケジュール等

(1) 全体スケジュール

令和8年7月22日（水）	公募型プロポーザル募集の公告
令和8年7月22日（水）～ 令和8年7月31日（金）	参加表明書の提出期間
令和8年7月22日（水）～ 令和8年7月27日（月）	参加表明に関する質問の受付
令和8年8月 3日（月）～ 令和8年8月 5日（水）	参加資格要件等の審査（一次審査）
令和8年8月 6日（木）	参加資格選定結果通知発送
令和8年8月10日（月）～ 令和8年8月21日（金）	技術提案書の提出期間
令和8年8月10日（月）～ 令和8年8月17日（月）	提案書に関する質問の受付
令和8年8月下旬	第2回選定委員会開催 ・参加者のプレゼンテーション ・技術提案の評価 ・技術提案者の特定
令和8年8月末	結果の公表及び審査結果の通知
令和8年9月	設置許可申請・設置工事等協議
令和8年10月1日（木）	販売開始

※ 公募型プロポーザルの実施に関する説明会は、実施しない。

(2) 質問の受付及び回答

本応募要領等に対する質問がある者については、質問書（様式第4号）に質問事項及び必要事項を記入の上、土浦市都市政策部公園・施設管理課まで電子メール（kouen@city.tsuchiura.lg.jp）にて質問すること。

メールタイトルは【事業者名】土浦市都市公園内自動販売機設置に係る質問書 とし、メールの送信後、すみやかに土浦市都市政策部公園・施設管理課へ電話（０２９－８２６－１１１１〔内線２２５８〕）で受信の確認を行うこと。

質問に対する回答は、土浦市ホームページで公表する。受付期間中であっても、整理ができたものから随時公表する予定である。

なお、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

（３） 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記に規定する提出書類を土浦市都市政策部公園・施設管理課（〒３００－８６８６ 茨城県土浦市大和町９番１号 ウララ４階）まで持参又は特定記録郵便にて郵送すること。提出された書類に基づき、参加資格要件を確認する。

また、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

ア 提出期限

令和８年７月３１日（金）午後５時１５分（必着）

イ 提出書類（参加表明書等）

７応募書類の（１）、（２）、（６）～（１０）

正本１部、副本（正本の写し）１部の合計２部

※正本の参加表明書のみ押印

（４） 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認は、土浦市都市政策部公園・施設管理課において、参加表明書の提出日を基準として、この要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たしていることが確認できない場合や、参加資格要件確認後から覚書締結までの間に要件を欠くような事態が発生した場合は、失格とする。

（５） 参加資格要件等１次審査の結果通知

参加表明書（様式第１号）を提出した者へ電子メールで通知する。

なお、参加資格確認結果に関する情報については、契約候補者が特定されるまでは公表しない。

（６） 参加辞退届の提出

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面にて参加辞退届（様式第６号）を土浦市都市政策部公園・施設管理課へ提出すること。

（７） 技術提案書等の提出

ア 受付期間 令和８年８月１０日（月）～令和８年８月２１日（金）午後５時１５分（必着）

イ 提出方法

土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分の間に、下記に規定する提出書類を土浦市都市政策部公園・施設管理課まで持参又は特定記録郵便にて郵送すること。

なお、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

また、参加表明書の提出があつたにもかかわらず、技術提案書等が期限までに提出されない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

ウ 提出書類（技術提案書等）

（ア） 技術提案書送付書（様式第３－１号）

(イ) 技術提案書(様式3-2号)

エ 提出部数 正本1部、副本9部 ※正本の技術提案書送付書のみ押印

9. 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は、無効とします。

- (1) 提案の資格のない者の提案
- (2) 売上手数料率の数字を改ざん、又は訂正した提案
- (3) 記載事項が判読できない、又は必要事項の記載のない提案
- (4) その他提案に関し、不正行為及び指定した以外の方法による提案

10. プレゼンテーション及びヒアリング

提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。ただし、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリングの実施が困難となった場合などは、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施しないことがある。

(1) 実施日

令和8年8月下旬(予定)

実施日時及び留意事項について、土浦市都市政策部公園・施設管理課から提案者に対し別途通知する。なお、通知は、参加表明書(様式第2号)に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて送付する。

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の順番は、技術提案書の受付順番とする。

(2) 実施場所

土浦市役所本庁舎内会議室(予定)

(〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号)

(3) 内容

技術提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

(4) 制限時間

1提案者につき20分程度(プレゼンテーション10分、ヒアリング10分程度)とする。

※参加者数によって時間については、変更となることがあります。

(5) 機材

ア プレゼンテーションについては、原則技術提案書及び添付資料等により行うが、プロジェクター等を使用して説明することも認める。

イ 当日に資料の追加提出・配布はできないものとする。ただし、プレゼンテーションに使用する説明資料については配布を認める。

ウ パソコン等については提案者で用意すること。なお、プロジェクター等は土浦市都市政策部公園・施設管理課で準備する。

(6) 出席者

出席者は、説明、質疑応答、機器等の操作を含め1提案者あたり3名までとする。

(7) 傍聴等

プレゼンテーションは非公開とする。また、他の提案者による傍聴は認めない。

11. 審査及び評価基準

(1) 契約候補者の特定方法

- ア 契約候補者の特定は、提案内容を審査する方式で行います。
- イ 審査及び選定は、「土浦市都市公園内自動販売機設置プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づいた審査会が行います。
- ウ 審査会では、提案内容を評価基準（別記のとおり）に基づいて採点します。
- エ 提案内容が本募集要項の諸条件等を満たさない場合は、審査会での審査対象としません。
- オ 合計点で最高点を獲得した提案者を契約候補者として特定します。以下、得点に応じて第2順位以下の者を選定します。
- カ 審査の得点が同点の場合は、次の手順に従い、順位をつけるものとする。
 - 第1手順：「提案内容（1）」の得点の高い者
 - 第2手順：「提案内容（2）、（3）」の合計得点の高い者

(2) 結果の通知及び公表

契約候補者の決定については、該当する提案者に文書で通知します。
また、第2順位以下の選定結果についても、それぞれ該当する提案者に対して文書で通知します。
なお、土浦市のホームページにおいて、契約候補者の決定及び選定結果を公表します
(公表にあたっては、契約候補者以外の提案者は匿名で表記)。

(3) 契約候補者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消します。

- ア 指定する期日までに設置許可申請を行わなかったとき。
- イ 提案時から変更された内容で設置許可を申請することが明らかとなり、当該変更内容で審査を行うと契約候補者に選定されない順位になる場合。
- ウ 提案書類に虚偽の記載があることが分かったとき。
- エ 参加の資格を失ったとき。

契約候補者の決定を取り消した場合及び契約候補者が辞退した場合は、第2順位以下の者を順序に従って契約候補者とします。

(別記)

提案内容	評価基準	配点
(1) 売上手数料率	・ 18%から追加料率 1%につき 1 点（上限 58%まで）	40
(2) 周辺景観との調和	・ 飲料自動販売機の周辺景観との調和性	10
(3) 公園美化	・ ごみの散乱に対する防止策の具体性：10 点満点 ・ 清掃美化の取組の具体性：10 点満点 ※ 防止策及び清掃美化はどちらか一方だけの提案でも可	20
(4) 市内事業者の活用	・ 設置工事及び管理業務の両方で活用：10 点 ・ 設置工事及び管理業務のいずれかで活用：5 点	10
(5) 環境対策	・ 環境対策として独自の取組があれば評価	10
(6) その他独自の取組	・ 公園利用者等への利便性向上等に資する独自の取組があれば評価	10
合計		100

12. 契約候補者決定後の手続

契約候補者には、契約候補者決定通知後速やかに「公園内飲料自動販売機設置に関する覚書」（別添例参照）を締結していただきます。

覚書の締結後、都市公園法第 5 条第 1 項による公園施設の設置許可を受けていただきます。令和 年 月 月下旬までに公園施設設置許可申請書（土浦市都市公園条例施行規則第 3 号様式）に必要な書類を添えて、申請手続を行ってください。

申請後、所定の手続きを経て許可書を交付します。契約候補者は、許可を受けることにより、設置事業者となります。

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、全て参加者（提案者）の負担とする。
- (2) やむを得ない事由がある場合、本プロポーザルを停止、中止する場合がある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を土浦市に請求することはできないものとする。
- (3) 提出書類を郵送で提出する場合においては、郵便事故等により、申請書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 技術提案書等の著作権等の取り扱い

技術提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 技術提案書等の著作権は、本技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に特定された者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

イ 市は提出された技術提案書等について、土浦市情報公開条例（平成 20 年 9 月 28 日条例第 28

号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、提案者の同意が得られない場合はこの限りではない。

また、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とすることができるものとする。

なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、契約候補者の特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

- (6) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザルに関してのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (7) 審査結果に係る異議申し立てはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る説明会は、実施しない。

【覚書の締結及び設置許可の申請窓口】

土浦市 都市政策部 公園・施設管理課 公園緑地係

・本事業に関するお問合せ先

土浦市大和町9番1号

土浦市 都市政策部 公園・施設管理課 公園緑地係

電話番号 029-826-1111

FAX 029-826-3401

電子メール kouen@city.tsuchiura.lg.jp

飲料自動販売機の設置に関する覚書（例）

土浦市（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、都市公園法第5条第2項の規定に基づく飲料自動販売機の設置に関する許可にあたり、次のとおり覚書を締結する。

（対象施設）

第1条 甲が乙に対して設置を許可する物件は次のとおりとする。

都市公園名	設置場所	設置台数	許可面積	月額使用料	公募番号
朝日峠展望公園	土浦市小野 1291-14	1 台	2 m ²	90 円	1
乙戸沼公園	土浦市中村西根地内	2 台	4 m ²	180 円	3, 4
霞ヶ浦総合公園	土浦市大岩田 1051 番地外	3 台	6 m ²	270 円	8, 9, 10

（使用目的）

第2条 乙は、許可物件を飲料自動販売機の設置に使用しなければならない。

（設置許可期間）

第3条 設置許可期間は、朝日峠展望公園及び乙戸沼公園は令和8年10月1日から令和13年3月31日までとする。霞ヶ浦総合公園は令和8年10月1日から令和10年3月31日までとする。

（設置許可の申請及び使用料）

第4条 乙は、飲料自動販売機の設置にあたり、土浦市都市公園条例に基づき、公園施設の設置許可申請を行い、許可を受けるとともに土浦市都市公園条例施行規則に基づき算定された使用料を、甲の発行する納付書により、令和8年度の使用料は令和8年10月1日までに、次年度以降の使用料は当該年度の4月30日までに納付すること。

（売上手数料等）

第5条 乙は、甲の発行する納付書により売上手数料を納めなければならない。売上手数料は、売上総合計額に18%を乗じて得られる額とする。

なお、売上手数料の納入については、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とし、各期分を各期終了の翌々月末までに納めることとする。

（設置及び撤去に係る費用）

第6条 設置及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。

（電源確保）

第7条 自動販売機に要する電力は既存の自動販売機と同様の方法により確保することとし、電気設備等工事の際に必要な協議を従前の自動販売機設置事業者または甲と行うこと。

甲が設置した既存電源（外部コンセント）を使用する箇所は、使用電力量が計測できる子メーターを取り付けの上、使用電力量を報告書及び子メーターの写真により報告し、使用電力分の電気料金を、甲が発行する納付書により、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに納めることとする。

（制限）

第8条 乙は、飲料自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、飲料自動販売機設置運営事業の全てを第三者に委託してはならない。

3 販売品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除くこととする。

（維持管理責任）

第9条 飲料自動販売機の維持管理は、乙が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこととする。

2 空容器の回収は、乙の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理することとする。また、空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。

なお、甲はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。

3 飲料自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等、安全に十分配慮することとする。

4 乙は、飲料自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認しなければならない。

5 飲料自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、乙の責任において解決を図ることとする。

6 乙は、苦情・トラブル等の連絡先を、飲料自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示しなければならない。

7 乙は、業務の委託先を変更する場合は、あらかじめ甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

8 乙は、飲料自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

9 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は、飲料自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、乙が負担することとする。

10 飲料自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。

11 乙は、毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに甲に提出すること。

12 甲が公園管理上の必要により、一時的に公園の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

（原状復旧）

第10条 乙は、飲料自動販売機を撤去するときは、乙の責任のもとに原状復旧を行い、甲の確認を受けることとする。

(許可の取消)

第11条 甲は、乙がこの覚書に定める義務に違反した場合は、この許可を解除することができる。

2 甲は、設置許可物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定に基づき、この許可を解除することができる。

3 甲は、乙が土浦市暴力団排除条例で規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は茨城県暴力団排除条例第15条に違反した者と判明した場合、この許可を解除できる。

(使用料の返還)

第12条 甲は、前条に基づき許可を解除した場合は、納付済みの使用料を返還しないこととする。

(疑義の決定)

第13条 本覚書に関し疑義があるとき、又は本覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 本覚書に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

この覚書を証するため、この本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 土浦市大和町9番1号
土浦市長 安藤 真理子

乙 ○○市○○
○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○